

# 宿泊税について

- ・長崎市宿泊税の概要
- ・宿泊税条例制定の経過等
- ・課税免除の内容
- ・宿泊税の導入準備
- ・宿泊税活用事業（令和7年度予算）
- ・宿泊税活用事業の周知

長崎市

# 長崎市宿泊税の概要

2

3

- 1 課税客体（税金のかかる対象）  
長崎市内の宿泊施設への宿泊行為
  - 2 納税義務者  
長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者
  - 3 税率 宿泊者1人1泊あたり次のとおり
- | 宿泊料金      | 税率   |
|-----------|------|
| 1万円未満     | 100円 |
| 1万円以上2万未満 | 200円 |
| 2万円以上     | 500円 |
- 4 課税免除
    - (1) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者
    - (2) 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
  - 5 導入時期 令和5年4月1日

# 宿泊税条例制定の経過等

4

## 1 法定外目的税の概要

### (1) 地方税法の規定

- 市町村は地方税法第5条第7項の規定に基づき、税の使途が特定されていない普通税のほか、**使途が特定されている目的税**を課すことができる。
- 目的税には、法定税（都市計画税、事業所税、入湯税など）のほか、同法第731条の規定により、**特定の費用に充てるため市町村が条例で定めることができる法定外目的税**がある。
- 法定外目的税の新設にあたっては、同法の規定により、**あらかじめ総務大臣と協議し、同意を得なければならない。**

### (2) 市町村税の種類

区分	種類	税目
市町村税	普通税	市町村民税（個人・法人）、 <u>固定資産税</u> 、 <u>軽自動車税（種別割、環境性能割）</u> 、 <u>市町村たばこ税</u> 、 <u>鉱産税</u> 、 <u>特別土地保有税</u> 、 <u>市町村法定外普通税</u>
	目的税	<u>入湯税</u> 、 <u>事業所税</u> 、 <u>都市計画税</u> 、 <u>水利地益税</u> 、 <u>共同施設税</u> 、 <u>宅地開発税</u> 、 <u>国民健康保険税</u> 、 <b>市町村法定外目的税（宿泊税）</b>

（注）下線部分は、長崎市が課している税

## 2 宿泊税導入の背景及び経過

### (1) 導入の背景及び目的

- 長崎市においては、**人口減少や高齢化の影響**により、生産年齢人口や就業人口の減少に伴う**税収減**が見込まれる。 →**新たな財源の確保が喫緊の課題**
- そのため、市外からの訪問客の誘致等により交流人口を増やし、地域を活性化して経済効果につなげる**「交流の産業化」**を特定戦略として掲げている。
- 今後、観光地域づくりを発展的に進め、都市の魅力を高めていくために必要な財政需要に適切に対応するための財源として**宿泊税**を導入。  
⇒効果的な観光関連施策に活用することで、宿泊客の増加、宿泊税の増収から新たなサービス提供に繋げる好循環を生み出す。



## (2) 導入までの経過

時期	区分	主な内容
H28 年度	庁内	庁内の税担当課8名による法定外税ワーキンググループ会議 ・メンバーによるアイデア出し、導入可能性について検討
H29 年度	庁内	庁内の関係課（観光、商工、企画財政、税部門）10名による宿泊税の導入検討ワーキング会議 ・H28ワーキンググループでの検討項目のひとつである宿泊税について全庁的に検討 ・宿泊税の導入には <b>一定の合理性がある</b> と考えられる。 ・具体的な制度設計等について、 <b>有識者等によるさらなる検討が必要。</b>
H30 6月・ 9月	議会	宿泊税導入の質問に対し、「関係団体等と十分に協議を重ね、宿泊税の導入に向けて検討を進めたい」と答弁

時期	区分	主な内容
R 1. 10月	検討 委員会	<p><b>【第1回宿泊税検討委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎市の情勢及び観光の現況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の人口、税収、観光客数の推移など、本市を取り巻く状況について説明。</li> </ul> </li> <li>○宿泊税の課税要件及び使途について <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊税の制度内容について、論点や他都市の状況、制度案の説明。</li> <li>・使途が非常に重要である旨や、今後の観光施策の考え方についての質問、意見等が多く出された。</li> </ul> </li> </ul>
R 1. 11月	検討 委員会	<p><b>【第2回宿泊税検討委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○他都市の状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行都市（福岡市、金沢市、京都市）に対して行った調査結果として、導入までの取組や使途に係る考え方、導入後の効果等について報告。</li> </ul> </li> <li>○宿泊税の使途について <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の観光戦略やDMO等についての説明。</li> </ul> </li> </ul>

時期	区分	主な内容
R2. 2月	検討 委員会	<p><b>【第3回宿泊税検討委員会】</b></p> <p>○宿泊税の使途について ・宿泊税の導入に係る使途の考え方について説明。</p> <p>○検討委員会の設置期間延長について ・使途等について引き続き議論が必要であることから、検討委員会の設置期間を半年延長することについて、令和2年2月議会に提案する旨を報告。</p>
R2. 2月 ～3月	議会	<p><b>【令和2年2月市議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の設置期間を半年延長。</li> </ul> <p>※附属機関に関する条例の一部改正等</p>
R2. 3月	宿泊 事業者	<p>長崎市旅館ホテル連合会から長崎市へ、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望。</p> <p>※予測不能な事態に迅速に対応できる基金の設置についての検討を要望する項目あり。</p>
R 2 . 3月 ～7月	検討 委員会	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う検討委員会中断 (約5ヶ月間)

時期	区分	主な内容
R 2. 6月	議会	【観光客誘致対策特別委員会】 「宿泊業における新型コロナの影響と課題」について、参考人（宿泊事業者）より説明。 ※説明中、基金設置の要望あり。
R 2. 8月	検討 委員会	<b>【第4回宿泊税検討委員会】</b> ○宿泊税の使途について ・新型コロナウイルス感染症の観光への影響を踏まえ、不測の事態に対応する財源としても宿泊税を活用する考えを説明。 ○課税要件について ・これまでの使途の議論等を踏まえ、制度の案を検討。
R 2. 8月	宿泊 事業者	<b>宿泊事業者の団体と意見交換</b> を実施。 ・全事業者向けに意見交換会を行うことや、時間をかけて慎重に議論を進めてしてほしい旨の要望、段階的な税率設定を望む意見等が出された。
R 2. 8月	検討 委員会	<b>【第5回宿泊税検討委員会】</b> <b>○宿泊税検討委員会報告書（素案）について</b> ・報告書について、これまでの議論を踏まえて記載内容の検討を行い、内容について決定。

時期	区分	主な内容
R 2. 9月	議会	【令和2年9月市議会】 所管事項調査にて、検討委員会の審議状況・最終報告書（案） を報告。
R 2. 9月	検討 委員会	検討委員会から市長へ報告書を提出。
R 2. 11月	宿泊 事業者	【宿泊事業者との意見交換会】※市長出席 ○宿泊税の導入検討について（市長説明） ○検討委員会の報告書について ・一律200円ではなく段階的な税率の検討を望む意見が多く 出された。
R 3. 4月 ～8月	宿泊 事業者	制度の見直し案について、宿泊事業者との意見交換を継続的に 実施。
R 3. 8月	庁内	宿泊税の導入及び税率について一律200円から段階的な税率 (100円～500円)への変更する方針決定。
R 3. 9月	議会	【令和3年9月市議会】 所管事項調査にて、導入に向けた取組の進捗状況を報告。

時期	区分	主な内容
R 3. 11月	宿泊 事業者	<p><b>【宿泊税導入に係る説明会】※市長出席</b></p> <p>○宿泊税の導入について（市長説明） ○宿泊税制度（案）について</p>
R 3. 11月	議会	<p><b>【令和3年11月市議会】</b></p> <p>所管事項調査にて、説明会の結果等について報告。</p>
R 3. 11～ 12月	その他	<p>パブリック・コメントの実施（意見：1件） 新型コロナウィルス感染症により観光産業も打撃を受けている なか、宿泊税を導入することを導入することの是非</p>
R 4. 3月	議会	<p><b>【令和4年2月市議会】</b></p> <p><b>長崎市宿泊税条例可決</b></p>
R 4. 3月	その他	総務省へ法定外目的税新設協議書提出

時期	区分	主な内容
R 4. 6月	議会	【令和4年6月市議会】 所管事項調査にて、スポーツ大会参加者、障害者及び病院付き添いで宿泊する者への課税免除について検討結果を報告。
R 4. 6月	その他	<b>総務大臣同意</b> ※地方財政審議会での意見 基金を創設して税収の一部を積み立てることとしているが、毎年実施する事業と、基金を用いて行う必要がある事業の内容の棲み分けを、明確に説明できるようにすることが重要である。
R 4. 7月	宿泊 事業者	<b>【宿泊税導入に係る説明会】</b> ○宿泊税について（導入の背景、経過、概要、使途など） ○特別徴収事務（今後の手続きなど）について ○システム整備費補助金について ○今後のスケジュールについて
R 4. 8月～	関係 団体	旅行団体、学校、スポーツ・文化団体などへの周知

時期	区分	主な内容
R 4. 9月	議会	【令和4年9月市議会】 所管事項調査にて、宿泊税導入に向けた周知の動きを報告。
R 5. 2月	宿泊 事業者	<b>【宿泊税申告・納付手続きに係る実務者説明会】</b> ○特別徴収事務（申告・納付等）について ○電子申告について ○課税免除、周知状況について
R 5. 4月～		宿泊税導入

### 3 検討委員会について

#### (1) 位置づけ

附属機関に関する条例における「附属機関」

#### (2) 構成と委員数

- 学識経験者2名、旅行業関係事業者1名、観光関係団体1名、経済団体1名、宿泊事業者1名 計6名

※市民1名について公募を行ったが、申し込みなし

#### (3) 任期

令和元年10月1日～令和2年9月30日

#### (4) 報告書の概要（抜粋）

##### 1. 検討結果のまとめ

本検討委員会は、長崎市が「昭和の観光都市」から「21世紀の交流都市」へとレベルアップを図っていくため、法定外目的税である宿泊税を観光振興のための新たな財源として導入することについて、導入の妥当性、財源の規模及び使途、課税の対象の範囲、税率等について、多様な視点から検討を行ってきた。その結果、以下の点について長崎市に提言する。

### <使途>

提言1 宿泊税の使途となる観光振興施策については、「宿泊税の導入に係る基本的な考え方」を踏まえ、次の点に十分留意しつつ、方向性や優先順位を明確にしたうえで取り組む必要がある。

- ①宿泊税は、「訪問客への還元」という方針に基づき、現在、策定に向けた議論が進んでいる（仮称）長崎市観光・MICE戦略等との整合を図るとともに、**観光動向や経済状況等の変化に対応しながら、訪問客の再訪を促すような効果的な施策に充当すること。**
- ②基本的に、新規及び既存事業の拡充を中心に充当することとし、既存事業の財源の振替となることのないようにすること。
- ③納税者や関係事業者、市民等に対して使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信をしっかりと行っていくこと及び宿泊税の効果の検証を確実に実施すること。

### <課税要件>

提言2 課税要件については、本委員会で示された案について、各項目の要件、考え方ともに一定の妥当性はあると判断されるが、これまでに各委員から出された意見や長崎市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえ、内容を更に精査したうえで決定することを求める。

### <導入までの取り組み>

提言3 **関係事業者への意見聴取などを十分に行う**とともに、納税者となる宿泊者への周知広報に努めるなど、導入への理解を得る努力を続け、長崎市の観光を取り巻く状況を把握したうえで、導入時期も含め、導入についての決定及び制度構築を行うことを求める。

### <基金>

提言4 コロナ禍のような不測の事態や、緊急的な実施が長崎市の観光にとって有効であると判断される事業の実施等に対応する財源として宿泊税の一部を活用するための手法として、基金の設置についても前向きに検討されたい。

#### 4 宿泊事業者との意見交換等について

検討委員会からの提言内容も踏まえ、制度設計の参考とするため、宿泊事業者との意見交換を複数回行った。

##### (1) 主な意見

###### ア 税率について

- ・一律200円の税率案について、高額な施設への宿泊者と低額な施設への宿泊者で同じ税率なのは不公平感がある。
- ・段階的な税率であれば、宿泊者に対してもなんとか説明できる。
- ・免税点は設けたほうがよいのではないか。

###### イ 用途について

- ・使い道や使い方が宿泊事業者等にわかるようにしてもらいたい。
- ・宿泊税が全て観光に活用できるよう、用途の議論を庁内でも尽くしてほしい。
- ・宿泊税の活用による効果はしっかりと検証してほしい。

###### ウ その他

- ・仕事や病院の付き添いなどで宿泊する方から観光を良くするための税を徴収するのは納得がいかない。
- ・他都市に比べて観光客が少ない長崎市において、宿泊税の前にできることもあるのではないかと感じている。

## (2) 意見への対応

## ア 税率について

- ・宿泊料金に差がある施設間での宿泊客の負担割合を考慮し、先行都市の状況等も踏まえ、税率を段階的に設定する。
- ・税率の区分を2～3段階設けている先行都市の場合、宿泊料金に対して宿泊税の税額が占める割合が概ね1.0～2.5%程度の範囲で設定されている  
⇒同程度の負担割合となるよう考慮しながら、一定規模の税収確保も見込める税率設定とした。
- ・免税点は、宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいため設けない。

イ 使途の公表について（長崎市独自の規定）

- ・各年度に予算、決算の状況を議会に対し説明する
- ・訪問客や関係事業者の宿泊税への理解促進等を図るため、毎年度、宿泊税の使途についてその内容を公表する。

ウ 制度見直しについて

- ・当初案では、条例施行後の制度見直しの検討を5年ごとに実施。
- ・社会情勢等の変化のスピードに合わせてより柔軟に対応できるようにするために3年ごととした。

参考 入湯税との棲み分けは？

入湯税においては、宿泊と日帰りで税率の区分（宿泊150円、日帰り30円）を設けており、宿泊税の創設によって、宿泊の入湯者に新たな負担が生じることについて議論が必要であったが、入湯税と宿泊税は使途、目的、課税客体などが異なる点、市民共有の地下資源を利用しておる、相応の負担を求めるこことは適切である点などを考慮し、宿泊税導入に伴う入湯税の制度改革検討は行わないこととした。

## 5 宿泊税の使途の考え方

### (1) 宿泊税活用事業について

使途の方針：「訪問客への還元」

・利便性の向上・満足度の向上・再訪意欲の向上などに寄与する事業に充当

### (2) 使途の分類：「5つの柱」と宿泊税賦課費

分類	内容及び主な取り組み事例
①サービス向上・消費拡大	サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上に繋げる事業として、主に長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの充実に取り組む。
②情報提供	ICTなどを活用し、訪問客が求める情報を適時提供し満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む。

分類	
③受入環境整備	施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上に繋がる事業として、「観光案内所運営」や「無線LAN」などの整備に取り組む。
④資源磨き	資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライトアップ整備やユニークベニューの利活用支援事業に取り組む。
⑤緊急時の対応	基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業（観光キャンペーン等）に充当する。
⑥宿泊税賦課費	宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等に要する費用及び、宿泊税特別徴収義務者に対する交付金 ※納付額の2.5%（毎年度） ※令和5年度末に要綱を制定し、令和6年度より特別徴収事務報償金として支出予定

## (3) 基金の設置について

宿泊税の導入に合わせ、災害等の緊急時対応、社会情勢の変化への積極的な対応など、訪問客への還元事業に充当するため、宿泊税を財源とする「観光交流基金」を設置する。（環境経済委員会で審査）

※「長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例」に次の内容を加える。

名称	目的
観光交流基金	国内外の人々の来訪及び交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に要する経費の財源に充当する。

# 課税免除の内容

23

## 1 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事

次の(1)及び(2)に該当し、宿泊する場合は、宿泊税の課税を免除する。

## (1) 対象者

次の施設に通う**児童、生徒並びに引率者**

対象施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校（インターナショナルスクールなど）
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



引率者とは

- ・児童、生徒の引率を行う学校等関係者
- ・心身の障害等により介助を必要とする児童、生徒の介助をする看護師や保護者 など

## (2) 対象となる行事

**学校・学年・施設全体として実施される行事**

（修学旅行、学習合宿、林間学校、社会科見学など）

## (3) 課税免除とする考え方

修学旅行などの学校行事は公益性があること、また、特に修学旅行は都市間競争で勝ち残るとともに、将来のリピーター獲得につなげるため。

## 2 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会

次の対象者が、部活動または地域のクラブチームとしてスポーツ大会・文化大会に参加し、宿泊する場合は、宿泊税の課税を免除する。

### (1) 対象者 次の施設に通う児童、生徒並びに引率者

対象施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校（インターナショナルスクールなど）
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

対象者になる？ならない？



○ なる者の例	× ならない者の例
出場選手、補欠選手、応援のための部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー など	応援のための児童や生徒（部員以外）、応援のための保護者、審判 など

### (2) 対象となる大会 次の団体又はその加盟団体（当該団体の傘下にある団体も含む）が主催するスポーツ大会又は文化大会

対象団体	（公財）日本スポーツ協会、（公財）全国高等学校体育連盟、 （公財）日本中学校体育連盟、（公財）日本高等学校野球連盟、 （公社）全国高等学校文化連盟、全国中学校文化連盟
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 課税免除とする考え方

- 部活動については、学校教育の一環であり公益性があること、また、離島が多い長崎県においては、県大会等でも離島の生徒が宿泊することが多いため。

学校行事またはスポーツ大会・文化大会であることの証明書		
宿泊日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( ) 泊	
活動の種類 (①か②のいずれかを選択してください。)	①『学校等の施設が実施する行事』 ※学校・学年・施設全体として実施される行事であること。 <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の行事名 ( )	
	②『部活動やクラブチームとして参加するスポーツ大会・文化大会』 ※次に示した団体が主催する大会であること。 大会名 ( ) <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人全国高等学校体育連盟又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本高等学校野球連盟又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 公益社団法人全国高等学校文化連盟又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 全国中学校文化連盟又はその加盟団体	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項4、5を参照ください。		
備考		
上記の宿泊については、長崎市宿泊税条例第4条及び長崎市宿泊税条例施行規則第4条に規定する、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事又は特定の団体が主催するスポーツ大会・文化大会に該当するものであることを証明します。		
令和 年 月 日		
住所地		
学校名・施設名・ 主催団体名又は クラブチーム名 _____		
学校長名・施設長名・ 主催団体代表者名又は クラブチーム代表者名 _____		
【記載にあたっての注意事項】 1 Excel様式上で着色している箇所の欄を入力してください。 2 口の箇所は該当の項目を選択してにしてください。 3 印刷し、手書きしていただいて結構です。 4 課税免除となる宿泊人数には、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事又は特定の団体が主催するスポーツ大会・文化大会に参加している方及び引率の方を含みます。 5 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行なう学校等の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行なう監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。 6 押印は不要ですが、学校長、施設長、スポーツ大会・文化大会の主催団体代表者、クラブチーム代表者のいずれか以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電・磁的記録不正作成罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。		



## 課税免除を受けるには、

(1) 学校長などが「学校行事またはスポーツ大会・文化大会であることの証明書」を作成し、宿泊事業者に提出する必要があります。

### 【証明書を作成する方】

- 修学旅行等の学校行事の場合・・・学校長、園長などの施設の長
- 部活動の場合・・・・・・・学校長
- クラブチームの場合・・・学校長、園長などの施設の長又は大会主催者かクラブチーム代表者

(2) 提出しない場合は課税免除となりませんのでご注意ください。

# 宿泊税の導入準備

## 1 令和4年度当初予算108,852千円（宿泊税賦課費106,939千円、税務総務費事務費（※）1,913千円）

節	内容	予算額（千円）	内容
報酬	会計年度任用職員賃金	2,394	会計年度任用職員 2名
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	359	導入準備に係る事務補助
共済費	厚生年金等負担金など	545	①任用期間：R4.4.1～R5.3.31
旅費	通勤費	165	②任用期間：R4.11.1～R5.3.31
需用費	消耗品費 印刷製本費	317 2,926	説明会資料用コピー用紙等 PRポスター、納付書作成
役務費	船車券購入費・郵送料 広告料	410 10,621	特別徴収義務者への資料郵送料等 公共交通機関等での周知
委託料	宿泊税システム開発委託 税系システム収納データ取込試験委託 財務会計システム改修委託 滞納整理支援システム改修委託 宿泊税システム保守委託 ファクシミリ保守点検委託	8,486 193 515 922 660 1,131	宿泊税システムの開発 収納データの取り込み試験※ コードの追加を行う改修※ コードの追加を行う改修※ 宿泊税システムの保守 プリンターの保守点検
使用料及び賃借料	会場借上料 パソコン等賃借料	283 425	宿泊事業者説明会会場借上料※ パソコン等の賃借料等
負担金、補助金及び交付金	システム整備補助	78,500	宿泊事業者のレジシステム改修等に係る経費の1/2を補助（上限50万円）
計		108,852	

※財源は雇用保険料個人負担金以外全て一般財源

## 2 宿泊税導入に係る主な経費

### (1) 広報周知 10,621千円

宿泊税の周知を図るため、PRツール（B2・B3ポスター、A4チラシ、ステッカー、卓上POP）を作成し、県外の訪問者向けに玄関口となる空港やバスターミナル、駅など交通機関のほか、宿泊施設や旅行代理店等に配布し、周知を図る。

広報時期	広報場所	広報物
R4. 12～ R6. 3 (R4、5予算計上)	JR九州駅構内（長崎・浦上・諫早・武雄温泉・博多）	B1ポスター
	長崎駅構内	デジタルサイネージ（電子看板）
	長崎近郊JR車内	B3ポスター
	空港バス	ステッカー、A4チラシ
	バスターミナル	B1ポスター
	サービスエリア（金立・川登）	B1ポスター
	長崎空港口ビー	B1ポスター
R4. 12～ 広報依頼	宿泊施設	B2・B3ポスター、A4チラシ、卓上ポップ、リーフレット
	港ターミナル（長崎港・松が枝港・五島港）	B2・B3ポスター、A4チラシ、卓上ポップ
	港ターミナル（高島港・伊王島港）	B2ポスター、A4チラシ
	観光施設	B2・B3ポスター、A4チラシ
	タクシー会社	A4チラシ
	道の駅	B2ポスター、A4チラシ
	県内大学	B2・B3ポスター、A4チラシ

長崎市内に宿泊されるみなさまへ

# 宿泊税のご案内

2023年4月1日～宿泊税スタート

Free Wi-Fiの整備や案内板等の多言語化など、誰もが観光しやすいまちづくり

長崎市を訪れるみなさまにとって、「便利なまち」「楽しめるまち」「また行きたくなるまち」にするために活用していきます。

To all who plan to use accommodation in Nagasaki City

**About the accommodation tax**

The accommodation tax will start to be levied from April 1, 2023.

The tax will be used to make Nagasaki City a place that is convenient, enjoyable and that people will want to visit again.

在長崎市内宿泊の各位異常

**关于住宿税的通知**

从2023年4月1日起征收住宿税

住宿税将用于让前来长崎市的宾客感到长崎是一个“便利的城市”、“开心的城市”和“希望回来的城市”等方面。

謹此通知長崎市内の各位旅客

**住宿税的说明**

自2023年4月1日起開始徵收住宿税

住宿税将用于让前来长崎市的宾客感到长崎是一个“便利的城市”、“开心的城市”和“希望回来的城市”等方面。

謹此通知長崎市内の各位旅客

**宿泊税안내**

2023년 4월 1일 ~ 숙박세 시작

나가사키시를 방문하는 외국인과 「편리한 마을」, 「즐길 수 있는 마을」, 「기고 싶어하는 마을」이 되기 위해서입니다.

お問い合わせ

長崎市役所財務部市民税課  
TEL. 095-829-1133

ryukokuzei@city.nagasaki.lg.jp

長崎市内に宿泊されるみなさまへ

宿泊税のご案内

2023年4月1日～宿泊税スタート

Free Wi-Fiの整備や案内板等の多言語化など、誰もが観光しやすいまちづくり

長崎市を訪れるみなさまにとって、「便利なまち」「楽しめるまち」「また行きたくなるまち」にするために活用していきます。

To all who plan to use accommodation in Nagasaki City

**About the accommodation tax**

The accommodation tax will start to be levied from April 1, 2023.

The tax will be used to make Nagasaki City a place that is convenient, enjoyable and that people will want to visit again.

在長崎市内宿泊の各位異常

**关于住宿税的通知**

从2023年4月1日起征收住宿税

住宿税将用于让前来长崎市的宾客感到长崎是一个“便利的城市”、“开心的城市”和“希望回来的城市”等方面。

謹此通知長崎市内の各位旅客

**住宿税的说明**

自2023年4月1日起開始徵收住宿税

住宿税将用于让前来长崎市的宾客感到长崎是一个“便利的城市”、“开心的城市”和“希望回来的城市”等方面。

謹此通知長崎市内の各位旅客

**宿泊税안내**

2023년 4월 1일 ~ 숙박세 시작

나가사키시를 방문하는 외국인과 「편리한 마을」, 「즐길 수 있는 마을」, 「기고 싶어하는 마을」이 되기 위해서입니다.

お問い合わせ

長崎市役所財務部市民税課  
TEL. 095-829-1133

ryukokuzei@city.nagasaki.lg.jp

## 支払方法 | Payment method 付款方法/付款方式/지불 방법

宿泊料金の支払方法に応じて、宿泊施設等にお支払いください。  
(宿泊された宿泊税は、宿泊事業者が長崎市へ報告入します。)

ここでのいう料金とは、いわゆる宿泊料金とそれにかかるサービス料金のことといい、金券や消費税等は含まれません。

宿泊料金(1人1泊)	税率
10,000円未満	100円
10,000円以上 20,000円未満	200円
20,000円以上	500円

Please pay the tax according to the payment method of the accommodation rate at your place of accommodation.  
(The accommodation taxes paid will be reported to Nagasaki City by the accommodation providers.)

The accommodation rate as defined here is for room only and any other services fees imposed but does not include meals or consumption tax.

宿泊料金率(1人1夜)	税率
Under 10,000 yen	100 yen
10,000 yen to under 20,000 yen	200 yen
20,000 yen or more	500 yen

概算住宿費的支付方法、  
請向住宿設施等支付。

(住客調查支付的住客稅將由住客事業單位向長崎市申報繳納。)

概算住宿費的支付方法、  
請向住宿設施等支付。

概算住宿費的支付方法、  
請向住宿設施等支付。

住客費(1人1夜)	税率
不超过10,000日元	100日元
10,000日元以上(含10,000日元) 但不超过20,000日元	200日元
20,000日元以上	500日元

概算住宿費的支付方法、  
請向住宿設施等支付。

(概算住宿費的住客稅將由住客事業單位向長崎市申報繳納。)

概算住宿費的支付方法、  
請向住宿設施等支付。

住客費(每人每晚)	税率
10,000日元以下	100日元
10,000日元以上、20,000日元以下	200日元
20,000日元以上	500日元

숙박요금의 지불 방법에 따라  
숙박시설 등에 지불해 주십시오.  
(납부된 숙박세는 숙박사업자가 나가사키시에  
신고 남깁니다.)

여기서 말하는 숙박 요금은 숨한 자는 숙박 요금과 기기해  
드는 시설으로 종종 맞장대, 저자 배우나 소비를 통한  
포함하지 않습니다.

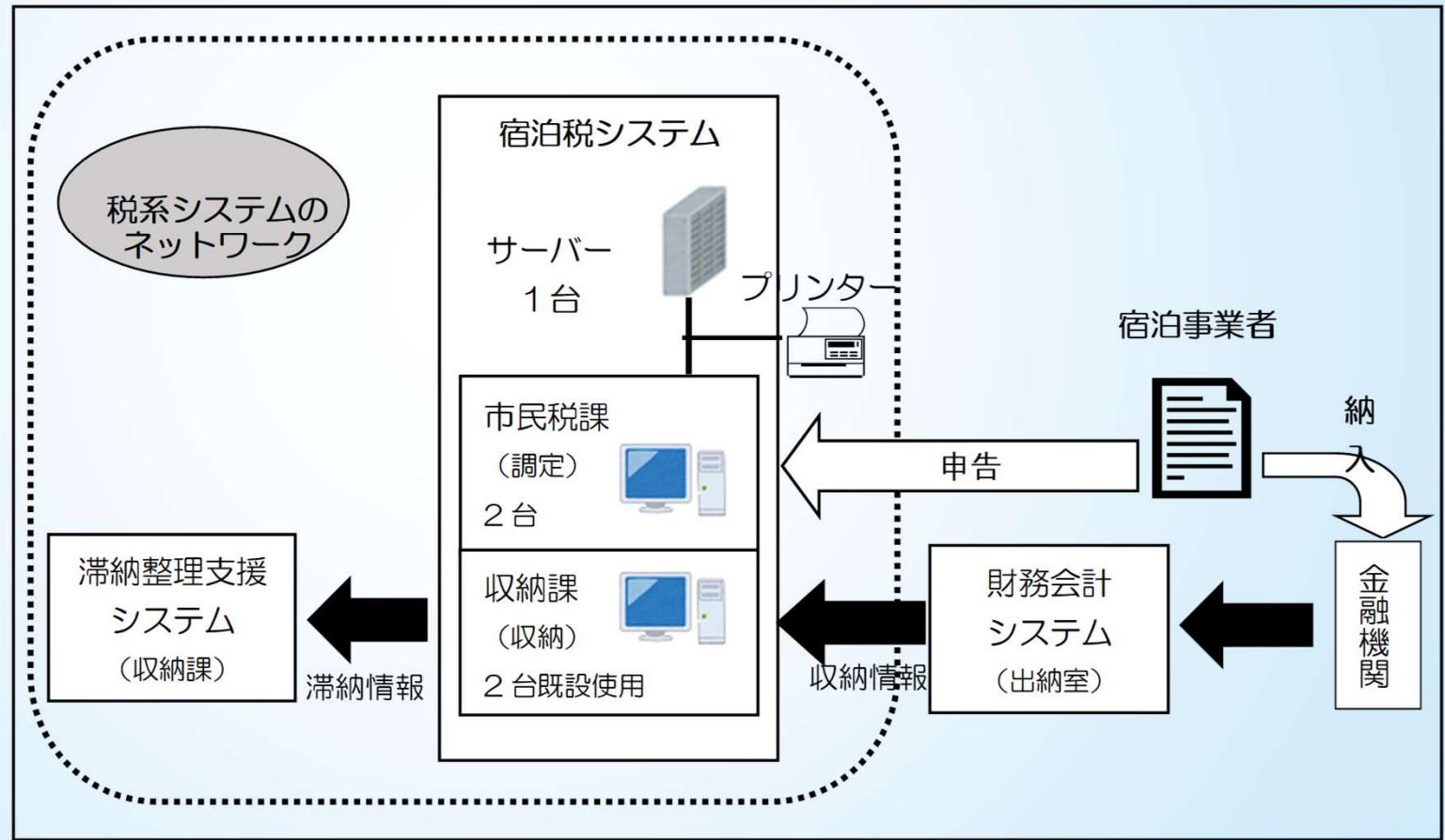
숙박요금(1인 1박)	税率
10,000원 미만	100원
10,000원 이상 20,000원 미만	200원
20,000원 이상	500원

## (2) 宿泊税システム構築業務委託料 8,486千円

宿泊税の調定・収納情報を管理するシステムを構築し、長崎市に申告納付される一連の業務の効率化を図る。

宿泊税システム全体図

《主な機能》  
課税情報の入力管理機能、特別徴収義務者及び施設の登録・管理機能、納付書作成機能、調定情報集計表等出力、収納情報消込管理機能、収納金集計機能、交付金計算機能など



(3) 宿泊事業者へのシステム整備費補助金 78,500千円（※令和4年度のみ）

先行自治体にない長崎市独自の施策として、宿泊税導入に伴って生じる宿泊事業者のレジシステムの導入・改修に係る経費を補助する。

ア 補助対象者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす者。

- (ア) 「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。
- (イ) 法人：市税、事業税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。  
個人：市税の未納がないこと。
- (ウ) 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者に該当していないこと。

イ 補助の内容

- (ア) 補助率・限度額 補助率 2分の1（千円未満切捨て） 補助限度額 50万円
- (イ) 補助対象経費

宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない）

予算額 (上限) 50万円×(施設数) 235カ所×2/3 (※) ≈7,850万円

※宿泊事業者に対する「レジ（会計）システム等の状況に関するアンケート（R3.10実施）」で回答した施設の約2/3がシステム改修等が「必要」と回答。

実績 39件 8,864千円

#### (4) 宿泊税特別徴収事務報償金（※令和6年度より交付）

宿泊事業者が特別徴収義務者として宿泊税を徴収することにより、新たな事務や経費負担を課すことになるため、宿泊税の納期内納入額の2.5%を特別徴収事務報償金（上限50万円）として毎年交付する。

### 3 長崎市宿泊税の電子申告について

長崎市宿泊税の納入申告書の提出について、郵送や窓口での紙提出だけではなく、パソコンやタブレットなどからの電子申告による提出について要望があり、電子申請サービスによる電子申告を導入している。

(54%) 電子申告利用

※eLTAXを通じた宿泊税の電子申告・電子納付が10月16日から開始

### 3 各種団体への周知状況

区分	周知先・周知依頼先	周知内容
旅行団体	全国旅行業協会 日本旅行業協会 長崎県旅行業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内での周知</li> <li>・<b>インターネット予約サイトでの表示</b>（本市宿泊税の概要の掲載や、予約申し込み画面における宿泊税の支払方法の表示など）や各宿泊施設との調整などの協力依頼</li> </ul>
	観光経済新聞、旅行新聞新社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>新聞への掲載依頼</b></li> </ul>
OTA	じゃらん JTB（るるぶ） 楽天 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内での周知</li> <li>・<b>インターネット予約サイトでの表示</b>（本市宿泊税の概要の掲載や、予約申し込み画面における宿泊税の支払方法の表示など）や各宿泊施設との調整などの協力依頼</li> </ul>
旅行代理店	市内、市外、県外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>県内の国立、県立、市立、私立学校等への周知</b></li> <li>・特に課税免除制度について周知</li> </ul>
学校関係	県内の保育所、幼稚園、認定こども園、各種保育事業、小、中、高、特支、高等専修、高等専門学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>県内の国立、県立、市立、私立学校等への周知</b></li> <li>・特に課税免除制度について周知</li> </ul>
	市・県スポーツ協会、配下の競技団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会内での周知</li> <li>・特に課税免除制度について周知</li> </ul>
スポーツ団体関係	県高等学校体育連盟 県中学校体育連盟 県高等学校野球連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟内での周知</li> <li>・課税免除制度のことを<b>大会の開催要領に記載するなど、大会参加者への周知について協力依頼</b></li> </ul>
	県高等学校文化連盟 県中学校文化連盟	
その他	県生活衛生課、市生活衛生課、市指定管理所管課、九州北部税理士会長崎支部、建設業団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知</li> </ul>

# 宿泊税活用事業（令和7年度予算）

35

## 令和7年度当初予算額

※現年課税分調定額を記載

	宿泊料金	税率	宿泊者数	予算額
現 年 度	1万円未満	100円	210.6万人	2億1,062万6千円
	1万円以上 2万円未満	200円	53.0万人	1億590万円
	2万円以上	500円	10.1万人	5,049万1千円
過 年 度				1千円
		合計	<b>273.7万人</b>	<b>3億6,701万8千円</b>

## 令和5年度申告額と令和5年度当初予算額の比較(参考)

	宿泊者数	宿泊税額
R5申告額(A)	231.3万人	2億9,728万6千円
R5予算額(B)	221.7万人	3億7,233万7千円
(A)-(B)	9.6万人	▲7,505万1千円

## 使途の分類と活用事業

## ①サービス向上・消費拡大

サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上に繋げる事業として、長崎ならではの朝方・夜型の体験コンテンツの充実や、インバウンド対応として英語ガイドの育成などに取り組む。

宿泊税活用額 41,597 千円 (事業費 93,113千円)

○観光地域づくり推進費 ・多様なインバウンドニーズへの対応支援 ・サステナブルツーリズムの推進 ・英語ガイドの育成	33,858 (37,539) 17,091 8,441 8,326	 さるくイメージ風景
○長崎さるく推進費 ・長崎さるくの情報発信、ガイド研修	2,739 (41,574)	 食の高付加価値化 (卓袱料理)
○食・観光高付加価値化事業費 ・和華蘭グルメの磨き上げや食のコンテンツ造成	5,000 (14,000)	

## 使途の分類と活用事業

# ②情報提供

ICTなどの活用により、訪問客が求める情報を適時提供し、満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む。

宿泊税活用額 172,107千円（事業費 232,153千円）

### ○観光地域づくり推進費

- ・デジタル広告・OTA等によるプロモーション
- ・観光ワンストップサイトにおける情報提供
- ・各市場（国内・インバウンド・MICE）の特性に応じたセールスによる誘致活動
- ・MICE参加者市内回遊促進施策

153,047 (176,119)  
91,808  
34,726  
19,795  
6,718



### ○インバウンド誘致広域連携事業費

- ・万博を契機とした他都市との連携プロモーション、海外デジタルノマド誘客

10,250 (20,500)



### ○観光客誘致推進費

- ・長崎市を舞台とした映画、ドラマ等の作品や出演する著名人を活用したPR

3,000 (9,124)

### ○さしみシティ推進事業費

- ・さしみシティの域外へのPR

5,810 (26,410)

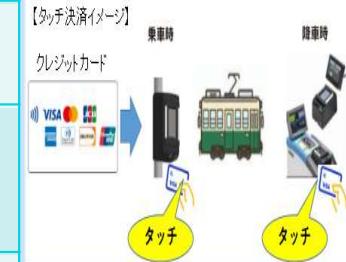


## 使途の分類と活用事業

### ③受入環境整備

施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上に繋がる事業として、観光案内所の運営や、路面電車におけるタッチ決済機器導入への支援、公衆トイレの改修などに取り組む。

宿泊税活用額 64,833千円（事業費 295,332千円）	
○観光地域づくり推進費 ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成 ・事業者ネットワークの活性化事業	19,471 (68,298) 10,945 8,526
○総合観光案内所運営費	12,105 (34,052)
○観光客受入環境整備費 ・オーバーツーリズム対策警備実施	2,129 (11,172)
○路面電車におけるタッチ決済機器導入への支援	23,000 (138,000)
○公園等維持管理費 ・公衆トイレの改修	5,750 (40,750)



## 使途の分類と活用事業

### ③受入環境整備

#### ○観光産業人材育成事業費

- ・将来の観光産業を支える人材の育成のための、小中学校における「観光教育出前授業」の実施

1,718 (1,718)



観光教育出前授業の風景

#### ○観光資源魅力推進費

- ・案内板改修（多言語化やユニバーサルデザイン等）

660 (1,342)



### ④資源磨き

資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライトアップ整備やユニークベニューの利活用支援事業に取り組む。

#### ○国指定重要文化財旧長崎英國領事館

- ・英國領事館における展示等の実施設計及び整備

23,200  
(282,000)

## 使途の分類と活用事業

### ⑤緊急時の対応等

基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業(観光キャンペーン等)に活用する。

○観光交流基金積立金

宿泊税活用額 50,000千円

### ●宿泊税賦課費

宿泊税賦課業務に係る費用及び宿泊税特別徴収事務報償金に活用する。

○宿泊税賦課費

宿泊税活用額 15,274千円 (事業費 15,278千円)



# 宿泊税活用事業の周知

42



# 綜合觀光案內所



長崎市公式観光サイト「travel nagasaki」



## さしみシティガイドブック

以上で宿泊税についての説明は終了です。  
お疲れさまでした。

【担当課】

収納課 : 制度、条例制定、議会対応等に関するこ

市民税課 : 賦課徴収などの実務、広報に関するこ

観光政策課 : 使途に関するこ

参考資料

「宿泊税検討委員会各種資料」「宿泊税特別徴収事務の手引き」、「宿泊税の広告物データ」等HP上に公開していますのでご利用下さい。